資料１－参考

平成１９年１０月１６日
行政経営部行政経営課

行政経営指針に基づく改革

「新たな地域自治の確立」や「市民との関係を含めた行政の役割を見直し，「継続的な自己改革が行える組織風土の確立を目指す改革

行政経営指針

▽経営理念

私たち職員は，市民との協働を通じ，限りある経営資源で，
最大の効果をあげる行政サービスを提供し，市民満足の向上を目指します。

▽指針の体系

【５つの行政経営像】

- 分かりやすい行政経営
- 市民と共に歩む行政経営
- 市民の期待に応える行政経営
- すばやい行政経営
- ムダのない行政経営

経営理念

【２つの方向性】

市民との協働の推進

【６つの改革】

- 「信頼関係の構築」に向けた改革
  - ・行政情報・個人情報の適正な管理
  - ・客観性の高い成果の把握
  - ・情報公開の徹底・情報提供の充実
  - ・市民とのコミュニケーションの充実
- 「市民の力の発揮」に向けた改革
  - ・気軽に参加・参画できる仕組み
  - ・ルールに基づく協働の推進
  - ・協働の活動を支援する仕組み
  - ・行政の関わり（規制等）の見直し
- 「地域自治の確立」に向けた改革
  - ・地域によるまちづくりのための組織整備
  - ・地域の活力を生かす仕組み
  - ・地域への権限委譲の推進

成果重視の行政経営

- 常に最適なサービスを展開する「仕組み」の改革
  - ・トップ・マネジメントの強化
  - ・行政サービスの水準の維持・向上
  - ・サービス提供のあり方の見直し
  - ・ＩＴを活用した新たな仕組み
  - ・スリム化の推進
  - ・市有財産を有効活用する仕組み
  - ・健全な財政基盤の確立
- 時代の変化に挑戦し続ける「組織」の改革
  - ・市民との協働にふさわしい組織
  - ・コミュニケーションの活発な組織
  - ・柔軟で機動的な組織
- 能力と意識を高める「人」の改革
  - ・マネジメント能力の強化
  - ・「自律行動型」職員の育成
  - ・プロフェッショナル意識の徹底
  - ・能力に応じた職員の配置
  - ・協働の実施

【２６の取組の柱】

行動計画

行政改革の推進・強化

行動計画（平成１５～１９年度）（８６項目１１１件）	改定行動計画（平成１７～２１年度）（７２項目１０６件）【「集中改革プラン」を兼ねる計画】	行動計画【18 年度改定】（平成１９～２１年度）（７３項目１０６件）【「集中改革プラン」を兼ねる計画】
・行政評価システムの推進 ・政策広報の実施　など	・行政評価システムの推進 ・携帯電話による市政情報の提供など	・行政評価システムの推進 ○協働評価制度の創設
・構造改革特区に係る申請・提案の推進 ・市民協働推進指針の策定　など	・自治基本条例の制定 ・市民協働推進計画の策定・推進 ・「もったいない運動」の推進　など	・自治基本条例の制定 ・「もったいない運動」の推進 ○市民協働の啓発 ○まちづくり活動支援の見直し・拡充　など
・地域自治の仕組みづくり ・地域・学校・行政の協働による文化財保護活動の推進　など	・地区行政推進計画の策定・推進 ・地域と連携した学校づくり　など	○地域ビジョンの策定支援 ○地域自治制度の創設・推進　など
・全庁的な外部委託の推進 ・指定管理者制度の導入・推進 ・外郭団体の見直しの推進 ・申請・届出の電子化 ・内部管理システムの連携強化　など	・事務処理の適正化の推進 ・市民サービスの向上 ・全庁的な外部委託の推進 ・指定管理者制度の導入・推進 ・外郭団体の見直しの推進 ・未利用地の売り払い ・税の収納率の向上　など	・窓口サービスの向上 ・ちとせ寮・松原荘の民営化 ・指定管理者制度の導入・推進 ・外郭団体の見直しの推進 ・電子入札の推進 ・土地家屋情報管理ＧＩＳの導入 ・税・手数料等の収納率の向上　など
・水道局・下水道部の一元化 ・保健福祉部の組織再編　など	・定員管理の適正化 ・商工部・農務部の再編　など	・定員管理の適正化
・能力評価の制度向上 ・人材育成システムの導入　など	・能力評価の制度向上 ・人材育成システムの導入 ・給与構造の見直し　など	・能力評価の精度向上 ・人材育成システムの導入 ・採用試験制度の見直し ・給与構造の見直し　など

【効果（１５～１７年度）】
・経費の縮減　約６０億円
・職員数の削減　１９３人

※○印が新規計上の取組